

立地企業新規雇用事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用場を拡大するため、工場新增設事業や既設工場取得事業等を活用する事業者が実施する、常用雇用従業員の雇用を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
工場等の新增設に伴う雇用	製造業者	1 工場新增設事業助成金、既設工場取得事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新增設を行う事業者の、当該新增設に伴う雇用であること。 2 工場等を取得した日を起点として、6月前から1年後までの間で、新たに1人以上の常用雇用従業員を雇用すること。 3 助成対象とする従業員の全員が市内に住所を有すること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 常用雇用従業員とは雇用期間に定めがないこと（定年を除く。）及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条の規定に基づく被保険者（任意継続被保険者を除く。）である従業員をいう（パート及びアルバイトについても条件を満たしていれば該当）。ただし、派遣労働者、請負労働者及び外国人技能実習生は含まない。

※ 交付申請日時点ですでに退職している常用雇用従業員は対象外とする。

※ 交付申請日時点ですでに市内在住でない常用雇用従業員は対象外とする。

※ 上記新增設に伴う雇用であれば、就労地が新增設した工場等である必要はない。

※ 国、県等の補助金と併用することはできない。

※ 1つの認定につき、効力の及ぶ各事業者1回までの助成とする。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
従業員1人につき30万円	1,500万円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

4. 申請期限

交付申請期限
工場等の取得から1年と30日以内

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	新規常用雇用従業員名簿	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	助成対象従業員の労働契約書 又は雇用契約書の写し	
	助成対象従業員の健康保険 証の写し	左記で被保険者であることが確認できない場合は、被保険者縦覧照会回答票を提出。 保険証等の記号・番号は黒塗り等により、見えないようにすること。
	助成対象従業員の住所がわかる公的証明書の写し	運転免許証、住民票など
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第2（第4条関係）に定める立地企業新規雇用事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0568-85-6247
F A X	0568-84-8731
メー ル	kigy@city.kasugai.lg.jp